



長野県報

5月25日(月)
平成21年
(2009年)
第2068号

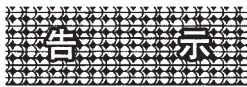
目次

告示

長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業の事業計画の認定(自然保護課).....	1
中小企業融資規程の一部改正(経営支援課).....	1
長野県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部改正(信州の木振興課).....	2
公共測量の実施(建設政策課).....	3

公告

消防法に基づく危険物取扱者講習の実施(消防課).....	3
一般競争入札(企画課).....	3
特定調達契約に係る一般競争入札(総務事務課).....	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課).....	5
土地改良事業の施行の同意(農地整備課).....	6
一般競争入札(医療政策課).....	6
特定調達契約に係る一般競争入札(高校教育課).....	7



告示

長野県告示第334号

長野県希少野生動植物保護条例(平成15年長野県条例第32号)第32条第3項の規定により、次の保護回復事業の事業計画を認定しました。

平成21年5月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 認定を受けた者の住所及び氏名
安曇野市三郷温587
安曇野オオルリシジミ保護対策会議 代表 那須野 雅 好
- 2 認定を受けた保護回復事業の事業計画
安曇野オオルリシジミ保護回復事業計画

自然保護課

長野県告示第335号

中小企業融資規程(昭和52年長野県告示第176号)の一部を次のように改正し、平成21年6月1日以降の貸付けに係る貸付金から適用します。

平成21年5月25日

長野県知事 村井 仁

第3条第2号のウを同号のエとし、同号のイの次に次のように加える。

ウ 緊急雇用対策

別表の中小企業振興資金の項中 「7年以内 1年以内」 を 「8年以内 2年以内」 に改め、経営健全化支援資金の項中

特別経営安定対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第4項各号(第7号を除く。)のいずれかに該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じている者 2 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする者 3 経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている者	設備資金 運転資金	3,000 万円	5,000 万円	年 1.80 %	9年 以内	1年 以内	7年 以内	1年 以内	分割 返済	必要に応じて徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証 貸付 け
----------	---	--------------	-------------	-------------	----------------	----------	----------	----------	----------	----------	------------	-----------------------------	---------------

を

特別経営安定対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第4項各号(第7号を除く。)のいずれかに該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じている者 2 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする者 3 経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている者	設備資金 運転資金	3,000 万円	5,000 万円	年 1.80 %	9年 以内	1年 以内	8年 以内	2年 以内	分割 返済	必要に応じて徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証 貸付 け
緊急雇用対策	雇用の維持を図る中小企業者で、中小企業緊急雇用安定助成金等の支給を受けるために必要な計画(変更)届を長野県内の公共職業安定所に届け出た者	運転資金	—	1,000 万円	年 1.80 %	—	—	7年 以内	1年 以内	分割 返済	必要に応じて徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証 貸付 け

に改める。

経営支援課

長野県告示第336号

長野県林業・木材産業改善資金貸付規程(平成15年告示第542号)の一部を次のように改正し、平成21年度の貸付けから適用します。

平成21年5月25日

長野県知事 村 井 仁

第2条第2項中「3年以内」の次に「(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)第5条第1項に規定する認定農工商等連携事業者が同法第8条第1項に規定する認定農工商等連携事業を実施するのに必要な資金を借り入れる場合は5年以内)」を、「第7条第1項に規定する資金」の次に「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第5条第1項に規定する認定農工商等連携事業者が同法

第8条第1項に規定する認定農工商等連携事業を実施するのに必要な資金又は農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)第5条第1項に規定する認定事業者が同条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画に従って同法第2条第3項第2号のイに掲げる措置を実施するのに必要な資金」を加える。

第15条を次のように改める。

(書類の経由)

第15条 この規程により知事に提出する書類は、所轄地方事務所長を経由するものとする。

信州の木振興課

長野県告示第337号

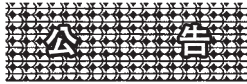
飯田市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成21年5月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
公共測量（垂直カラー写真撮影 1/10,000）
- 2 作業期間
平成21年4月28日から平成21年6月30日まで
- 3 作業地域
飯田市

建設政策課



公告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による危険物取扱者講習を次のとおり実施します。

平成21年5月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 日時及び会場
別表のとおりとします。
- 2 講習対象者
消防法第13条の23に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者とし、講習区分ごとの対象者は、次の表のとおりとします。
ただし、現に危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者であっても受講することができます。

講習区分	講習の対象となる危険物取扱者
給油取扱所講習	給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者
一般（その他）講習	給油取扱所以外の施設において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者

- 3 講習科目及び科目ごとの講習時間
 - (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
 - (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間
- 4 受講手続
 - (1) 提出期間及び提出書類
受講しようとする者は、別表に定める提出期間内に、危険物取扱者保安講習受講申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。
 - (2) 手数料
手数料（4,700円）は、長野県収入証紙により（申請書に貼って、消印しないこと。）納付してください。
 - (3) 提出先
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2
社団法人長野県危険物安全協会

電話 026-235-2790

5 その他

- (1) 講習当日は、危険物取扱者免状を持参し、受付に提示してください。
- (2) 申請書の用紙の交付請求及び講習についての問い合わせは、最寄りの消防本部（署）又は社団法人長野県危険物安全協会にしてください。
- (3) この申請書によって収集する個人情報は、危険物取扱者保安講習の実施及び危険物取扱者免状の写真書換期限のお知らせのために利用し、長野県個人情報保護条例の規定にある場合を除き、他の目的には利用いたしません。

(別表) (1、4関係)

開催日	講習会場	受付時間及び講習時間		申請書提出期間	
		給油取扱所講習	一般（その他）講習		
平成21年	8月4日（火） 飯田市 飯田勤労者福祉センター	受付時間 8:30~	受付時間 12:30~	平成21年 6月1日（月）~ 6月19日（金）	
	8月7日（金） 佐久市 佐久合同庁舎	9:00	13:00		
	8月11日（火） 上田市 上田創造館	講習時間 9:00~ 12:00	講習時間 13:00~ 16:00		
	8月20日（木） 諏訪市 諏訪合同庁舎				
	8月25日（火） 松本市 松本勤労者福祉センター				平成21年 8月26日（水）~ 9月11日（金）
	9月9日（水） 木曾郡木曾町 木曾文化公園				
	9月17日（木） 長野市 長野県自治会館				
	10月16日（金） 中野市 北信合同庁舎				
	10月22日（木） 伊那市 長野県伊那文化会館				
	10月27日（火） 松本市 松本勤労者福祉センター				
	11月6日（金） 大町市 大町市文化会館 サン・アルプス大町				
	11月13日（金） 長野市 長野県自治会館				

消防課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年5月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
職場における子育て支援に関する調査業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び業務処理要領によります。
 - (3) 履行期間
契約締結日から125日以内
 - (4) 履行場所
仕様書によります。
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当